



2025年12月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

株主代表訴訟に係る当社の対応に関するお知らせ

当社は、2025年11月18日付「株主代表訴訟の判決(原告株主勝訴)に関するお知らせ」
(※原告は株主であるとともに当社代表取締役であります此下竜矢)にてご報告させて
いただいた通り、控訴裁判所の判決において、当社取締役ニコラス・ジェームズ・グロ
ノウ氏に対し、損害賠償責任が認められる結果となりました。

本件につきましては、現任の取締役（権利義務取締役）が、取締役会決議違反、及び
善管注意義務違反が認められる内容であることを重く受け止め、監査等委員である取締
役3名、及び義務違反があった取締役及び細野氏を除く監査等委員でない取締役4名で今
後の対応について協議を行いましたので、以下の通りご報告させていただきます。

※2025年11月18日付「株主代表訴訟の判決(原告株主勝訴)に関するお知らせ」につきま
しては、次のURLをご参照ください。

<https://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20251118.pdf>

記

1. 控訴判決での裁判所の判断、及び認定

2025年11月14日付の東京高等裁判所の判決文は、主に下記の判断・認定をした上で、ニ
コラス・ジェームズ・グロノウ取締役に取締役会決議違反行為についての損害賠償責任が
ある内容の判決を下しております。

(取締役会決議違反行為)

・ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役において、自身も公認会計士の資格を有し、その
想定する条件に合致する候補者を挙げることは可能であったと考えられるにもかかわらず、
それをすることなく、またフォレンジック会計の年数、件数等について明確な基準を示すこ
ともなく、すでに取締役会決議で任命された調査委員会の委員長である竹内弁護士が指名
する調査委員の人選提案を拒絶することに終始する（この点、ニコラス・ジェームズ・グロ
ノウ取締役は、Googleを始めその他のリサーチをしたとするが、必ずしも十分な調査をした

ものとはいいがたい。) という対応をとられる。

・昭和ホールディングスの取締役会も、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役の対応もあって、第三者委員会委員長において調査委員の適任者を得るについて難渋していることを踏まえ、早急に調査委員会を組成し、調査を開始するために、第三者委員会委員長が調査委員として推薦する会計士を調査委員とすることを了承し、同会計士と業務委託契約を締結することについての取締役会決議を行ったことがその経緯等から認められるのであり、その決議の内容は、昭和ホールディングスの経営判断として適切であり、取締役会を構成する取締役が負う忠実義務ないし善管注意義務に適いこそすれ悖ることのないものというべきである。

そうすると、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役による調査委員会委員長更迭の意思表明は、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役が昭和ホールディングスに対して負う忠実義務及び善管注意義務を履行するために行われたものであると評価することはできないのであって、調査委員会委員長更迭の意思表明は取締役としての任務解怠に当たるというべきである。(注 本件についてはニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役を含む取締役会決議によって選任された調査委員会委員長が、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役が独断で解任通知を送付したことにより、委員長が辞任して調査委員会の組成ができなくなり、当社に損害が発生しております。)

・ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役の主張はBVI裁判所の命令に根拠を有する行為は、日本法において定める取締役の義務に優先するという主張に他ならず、失当である。

2. 当社監査等委員会の判断

当社監査等委員会といたしましては控訴審判決の内容を慎重に精査・検討をいたしました。その結果、当該取締役に確かに任務懈怠があったことを改めて確認できしたこと、及び控訴審で認められなかった当社の損害額の大きさや、その損害が上訴審で認容される可能性等を鑑み、引き続き原告側に立ち補助参加する方針です。義務違反のあった取締役及び細野氏を除く監査等委員でない当社取締役4名は、監査等委員会の判断を支持いたします。

3. 今後の対応

当社は、当該株主代表訴訟の原告である此下竜矢氏から、当社が被った損害額の全額の回収を求めて上訴を行う意向である旨確認しております。

一方で、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役は、2025年10月10日付「当社(監査等委員である取締役を除く)取締役の地位確認等請求訴訟についてのお知らせ」※にご報告させていただいている訴訟の原告であり、当社とは、本件控訴判決を下した東京高等裁判所にて控訴審を争っている関係にあります。そのような関係性の為、同取締役は上告することが予想されます。当社といたしましては、上告審においても、裁判所に当社の主張を全面的に認めていただくべく、実物の証拠を提示し肃々と対応を進めてまいります。

なお、ニコラス・ジェームズ・グロノウ取締役は、2025年6月26日に開催し、また今後開催予定の同株主総会継続会の取締役候補者としてノミネートされております。当社といたしましては、本件株主代表訴訟は確定に至っていないことから同取締役を取締役会候補者

として維持することとさせていただく予定でおりますが、さらに慎重に協議を進めて参りますので何かご報告をすることが生じた場合には速やかに公表いたします。

株主の皆様、投資家の皆様には大変なご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上